憲法第九條の移り変り

戦争へ勝手な政府解釈

日本国憲法第九條

1、（戦争の放棄）日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2、（戦力および交戦権の否認）前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。

砂川判決のショック

三月三十日、東京地裁が行った「米軍駐留は憲法違反である」との〃砂川判決〃は岸政府とワシントンに激しいショックを与えた。判決によれば米軍駐留を許している日米安保条約やそれにもとづく行政協定、刑事特別法などの精神に反することになるからである。保守党政府が一貫してとつてきた基本政策が日本の裁判所によつて全面的に否定されたのである。だが、この判決は伊達裁判長がいつているように「憲法をあたり前に解釈しただけのこと」である。あたり前のことに政府があわてふためくのはなぜか？　それは彼らが憲法をねじまげ、無理を通して道理をひつこませようと努力していたからである。

マックアーサーの暗示

日本国憲法が制定されたのは昭和二十一年十一月三日であつた。完全非武装をうたつたこの憲法が最初の危険をまがりかどに出会つたのは昭和二十五年初頭である。元旦、マックアーサー元帥は日本国民へのメッセージで「日本国憲法は自衛権を否定したものではない」とのべ〃自衛のための再軍備〃を暗示した。これはすでに二年まえ〃反共防波堤化〃をはつきりうちだしていた米極東政策の具体的なあらわれであつた。

吉田首相はさつそく口ぐちをあわせて「自衛権はある」ことを強調しはじめた。そしてこの年六月、朝鮮戦争ぼつ発、マ元帥の指示によつて八月、警察予備隊がうまれた。政府はこれが軍隊でなく〃警察〃であることを強調した。

安保條約で踏切る

保安隊が自衛隊に

二十八年から二十九年にかけては池田・ロバートソン会談で、保安隊を三十五万にする密約がとりかわされ、MSA協定が結ばれ、保安隊はついに自衛隊に発展するなど、アメリカの指導による日本軍国化は着実に前進していつた。吉田首相が「戦力なき軍隊」という珍語を発明したのもこのころである。

二十六年九月、サンフランシスコ〃講和〃条約とともに結ばれた日米安保条約は、米軍の半永久的な日本駐留を認めるとともに日本の軍備強化を義務づけた。安保条約と憲法の関連について政府は「自衛のために外国軍隊の力を借りるということは憲法九条に反しない」と答えた。憲法の国際平和主義の精神は、制定以来五年目にして早くもふみにじられたのである。二十七年、警察予備隊は〃保安隊〃に成長し、七万五千から十二万の軍隊へとふくれあがつた。十一月、内閣法制局は「戦力解釈」を発表し、近代戦遂行に役立つ程度の装備、編成を〃戦力〃といい、〃戦力〃に至らざる程度の軍備はもてるとの見解をのべた。しかも「〃戦力〃の基準は時間的空間的環境で具体的に判断せねばならない」として、実質的に無制限軍備可能論への道をひらいたのである。

安保條約と憲法

—砂川事件判決の意義—

星野安三郎

去る三月三十日、砂川事件に関して行われた東京地裁の無罪判決は。日本の将来にとつて極めて重要な意味をもつものである。それはいうまでもなく、この判決は全員無罪の根拠として、駐留米軍そのものが、憲法上その存在を許さないもの、すなわち違憲であると断定したからであり、そのことによつて安保条約改定をめぐつて、日本の平和的発展を願う立場から米軍の駐留そのものが、日本の中立と、諸民族の平和共存にとつて重大な障害と考え、同条約の廃棄を主張している国民に、大きな勇気を与えると思われるからである。

今、私の手許には弁護団から送られた判決理由要旨しかない。けれども、その要旨だけでも知りうることは、この判決が単なる条文の文理的な解釈にとどまらず、民族の平和共存を念願する憲法前文の根本精神から問題にしていることであり、その点から米軍の駐留を認めたことは「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意しこの憲法を確定する」という制定理由にもとる恣いあるとして、憲法の根本的なあり方、すなわち政治の根本的あり方を問題にしているということである。

この点は極めて重要である。なぜならば米軍の駐留や、自衛隊が違憲ではないという解釈は、憲法全体をつらぬく根本精神、なかんずく前文にあらわれた平和維持の基本的あり方を問題にしない三百代言的解釈であり、その偽まん性憲法の前文との関連で見れば容易に見破ることが出来るからである。その意味で判決全文にあたつて見ることが当面必要であるが、要旨だけを見る限り、弁護団の主張が全面的に採用されているとは思われないので、それも併せて検討しながら、行動を支える法的確信を作ることが重要となろう。

けれども、より重要なのは政府の態度というべきである。それは社会党がこの判決をもつて、政府の憲法違反の政策を過及し安保条約を廃棄するよう迫つたにもかかわらず、政府はこの判決は慣例に反するだけでなく地裁の判決にすぎないからそれに従わないと断言しその理由として、刑特法を合憲とする七十数件の判決があり、また憲法は駐留米軍に及ばないという癒くべき解釈を繰返しているからである。およそ独立国である以上憲法の効力が国土全部に及ぶことは当然の常識であり、この見解は憲法制定協議会において保守派の議員によつてすら主張されたものであつた、にもかかわらず政府は「憲法は米軍に適用なく、在日米軍が核兵器を持つことは憲法上制約出来ない」と公言してこの上にたつて安保改定をすすめている今日である。

この憲法を日本国土すら適用しようとしない政府が口を開けば国土愛とか祖国愛という偽まんに心からのいきどおりを感ぜざるをえないが、この違憲判決を単純に喜ぶだけでなく、刑特法を「〃合憲〃とした七十もの事件」に限らず、安保条約や行政協定それにもとずく諸法律やその運営が、国民の生活と権利をどれほどおかしているかをよくよく見きわめることが必要であろう。

（ほしの・やすさぶろう氏は東京学芸大助教授）

× × ×

岸政府、総仕上げへ

岸内閣は九条をさらに〃拡大〃した。「核兵器の持込みには反対する」と国民をごまかしながら、一方では日米共同作戦体制への安保条約改定交渉をすすめた。そして、ことし三月十七日「在日米軍の装備については、現在の安保条約では米軍が一方的に行うことになつており、核兵器の持込みは阻止しえない。米軍の核兵器持込みは憲法の関知しないものである」と答えた。ついで十九日には政府は統一見解として「誘導弾などによる敵の攻撃を防ぐのに他に手段がない場合は誘導弾などで敵基地をたたくことは憲法上可能だ」との解釈を下した。憲法九条はこうしたねじまげの連続によつていつの間にか、戦力も交戦権も保持し、戦争を認めるものであるかのように変えられていつた。

東京地裁の歴史的判決が行われたのはそれからわずか十一日後のことであつた。岸内閣とワシントンにとつては、それはまさに〃バクダン判決〃だつたのである。

安保改定　あせる岸政府

日米共同作戦体制へ

◈…政府、自民党は四月六日院内で連絡会議を開いて日米安保条約改定問題について協議し、安保条約改定要綱、行政協定改定要綱をまとめた。これらの要綱は政府、与党の幹部に了承を求めた上、近くおこなわれる藤山・マッカーサー会談にもちこまれることになつている。

◈…この改定要綱には政府、自民党の意図がはつきりもりこまれている。第一には「日米相互防衛体制」を明記していることである。現行第一条の「米軍の日本国内およびその周辺への配備の権利」をそのまま残し、米軍の「日本防衛義務」を明記させると同時に「在日米軍への攻撃を日本への攻撃とみなし、共同防衛の措置をとる」ことを規定している。これで日本国民が好むと好まざるとにかかわらず戦争にとび込む体制となるわけである。

◈…第二の問題は条約区域を「日本全領域」としている点である。「ただし施政権をもたない地域については当面適用しない」といつているが、これは情勢により沖縄小笠原への自衛隊の出動を考慮に入れていることを示しており、またもしハボマイ・シコタンが日本に譲渡されたならすぐさま対ソ基地につくり上げる意図を示している。これは日中・日ソ関係の重大問題である。

◈…第三は期限を十年としている点である。現行条約に期限がないことが国民の不満をかつている一つの理由だとして、期限をつけようとしているのだが、一ぱんぶつそうだと思われるこれからの十年間、日本がこの条約下におかれることはどんな事態を意味するか説明するまでもなかろう。

◈…さらに行政協定については、「安保条約改定にともなつて技術的に必要とされる修正を加える」というものである。これは新条約を補強する役目をもつている。

◈…このような改定内容とともに注目すべきことは、改定交渉をあせつている政府、自民党の態度である。国民会議が結成され、安保改定阻止・廃棄の闘いが急速に盛上りはじめているさい中に、「米軍駐留は違憲である」との東京地裁判決が出されて政府、自民党の基本政策が根本的に否定された。事態にあわてた政府、自民党は、なんとか情勢をばん回して地方、参院選挙を有利に闘い、地方、中央をあげて一きよに「日米共同防衛体勢」を敗きつめようと考えているのである。

× × ×

大地評　公認推薦・追加

山門・玉名の四候補

知事、県議選もいよいよ終盤戦をむかえたが、一方市長、市議選が十八日からきつておとされた。大地評ではさきの公認候補のほかに、つぎの各候補をさらに公認、推薦の決定をした。

この地区に居住する組合員は、各候補の当選をめざし選挙戦を闘いぬかれるようがんばつてください

山門郡大和町議候補

武藤弘之

○三煉労組公認
○住所　山門郡大和町野九〇〇
○学歴　高小卒
○生年月日　明治四十四年二月二十五日
○経歴　三煉紫溜係、組合代議員職場委員

玉名郡横島村議候補

川口英

○社会党公認
○住所　玉名郡横島村二番櫛
○学歴　玉名地評推薦　高小卒
○生年月日　大正十二年五月三日
○経歴　村議一期、農業委員当選

玉名郡玉東村議候補

平川智之

○三染労組公認
○住所　玉名郡玉東村大字白木
○学歴　熊本簿記学校卒
○生年月日　大正元年十月三十一日
○経歴　玉東村勤労者協議会副会長、木葉地区三染通勤者自治会会長

玉名郡岱明村議候補

田添秋義

○三染労組公認
○住所　玉名郡岱明村大字鍋
○学歴　玉名中学卒
○生年月日　大正三年一月十一日
○経歴　現在に至る
代明村勤労者連合会会長

安保條約改定と地方自治体選挙

宮浦　田島宏康

十八日告示とともに地方自治体選挙はいよいよ白熱化してまいりました。

この選挙戦の中で資本家たちの手によつて、私どもにガマンできないことがおこなわれ宣伝され、しかもそれが高飛車な攻撃としてしかけられております。

知事選の第一声で土屋候補は、「安保条約改定で日本の独立を勝ちとり、赤の手先、う崎をたたき落し明るい県政のために再び土屋を」とあたかも自民党の政治は国を救い国民生活を豊かに明るくするもののようにいつております。

〃赤は日本を、ソ連・中国に売り渡し、労働者のことばかりいつて、県民のためにならん〃とがなりたて、私たちの手のとどかない所にいる人々を〃うん、そうだ〃とうなづかせてさえいます。

しかも相当進歩的だと見られている人々でさえも「赤」とレッテルを張られることをこわがつて、それをよけて通ろうとする傾向があります。

これらが反映してか、こんな悪らつなデマ宣伝に対して正面から反撃を加え効果的に選挙戦を闘いとるということには十分力がかたむけられず、〃汚職県政追放〃働く者の代表を〃ということだけで闘かわれている向きがあるようです。

私どもがここで、自民党が高飛車に攻撃をかけている問題と正面から取り組むことは、選挙戦を勝ち抜くためにも、また彼らの憲法改悪、安保改定の布石を粉砕するためにもきわめて重要なことです。

憲法第九十二条には、地方自治の基本原則が定められ、法律でそれを保証しなければならないことになつておりますが、首長、議員の公選制は制定以降四回も改訂されその選挙期間は、三十日が二十五日、二十日、十五日と、当初の半分に減らされ、保守側に有利にしてしまつたばかりか、地方自治の生命である財政については、自主財源を四〇％以下に切り下げ、残りは国家の〃ヒモ付き〃で締制してしまい、全経費の四〇％を人件費に消費するので起業費を出せないしくみにし、全く自治の自の字もない形にされております。

彼らはこれでもあきたらず、中央政治をますます軍事化することによつて地方自治を全く押しつぶすことをたくらんでおります。

そして〃安保条約を改定し、アメリカと対等な立場で軍事協定を結ぶことで、日本を独立国に仕立上げる〃とうそぶいています。

安保条約を結んだばつかりに、日本の主権は奪い去られ、一兆四千億の年間財政は大部分が軍事費に使用されています。

これをさらに改悪し、主権の侵害はそのまま認め、公然たる軍事化への道を開いてアメリカへの従属をますます強め、売国的な政策に一層輪をかけ、地方自治は完全にまつ殺され単に中央政府の出先機関としての役割しかはたさなくなるでしよう。

私たちは、ここで地方自治を守るために最大限の努力を集中し、彼らの「たくらみ」を全市民に徹底させるようにしなければ有利に選挙は闘えないと思います。

彼らは、〃赤〃のレッテルを張れば、みんなが尻ごみするものと思つているでしようが、労働はそんなことではごまかされないものです。

〃赤〃とはわれわれの先輩が、民衆の権利と民主主義を守るために闘い、弾圧のために血塗られた尊い「たからもの」です。

そのいきどおりであり、抗議でもあるメーデーが今年は市会投票のあくる日にめぐつてまいります私どもは地方選挙の中で、地方自治を守り、安保条約改定阻止、廃棄を中心的に宣伝し、中央政府と地方自治体の関係を明らかにしなければならないと思います。

この基礎の上に選挙戦に勝利しメーデーを売国政策反対の一大デモン・ストレーションとして闘かおうではありませんか。

一九五九・四・一八